

公的金融問題フォーラム

～ 郵政民営化と郵貯・簡保のあり方を考える～

平成16年2月3日開催

主催

全国銀行協会

共催

全国地方銀行協会

信託協会

第二地方銀行協会

全国信用金庫協会

全国信用組合中央協会

全国農業協同組合中央会

全国漁業協同組合連合会

農林中央金庫

全国共済農業協同組合連合会

生命保険協会

協賛

日本経済団体連合会

経済同友会

日本商工会議所

はじめに

本年は、政府方針である平成19年からの郵政民営化に向けて、経済財政諮問会議等において、その検討が行われるなど、郵政事業改革についてこれまでになく議論が進展する極めて重要な年です。

こうしたなか、全国銀行協会では、経済3団体に協賛いただくとともに、民間金融団体との共催により、2月3日（火）「公的金融問題フォーラム」を銀行会館において開催いたしました。

当日は、21世紀政策研究所理事長の田中直毅氏をコーディネーターに、日本総合研究所調査部主席研究員の翁百合氏、生活経済ジャーナリストの高橋伸子氏、伊藤忠商事取締役社長の丹羽宇一郎氏をパネリストにお招きし、全国銀行協会および生命保険協会からの基調報告に続いてパネルディスカッションを実施いたしました。ディスカッションのなかでは、郵政民営化に何を期待するか、民営化後の郵貯・簡保のビジネスモデルについてどう考えるかなど、郵政民営化問題について様々な観点から活発な議論がなされました。また、金融界をはじめ、産業界、官公庁、シンクタンク、有識者、マスコミ等の幅広い層から多くの方々のご参加をいただきました。

本記録は、「公的金融問題フォーラム」の当日の様様を冊子としてとりまとめたものです。これが、「官から民へ」の時代にふさわしい郵政民営化のあり方について皆様に再認識いただく一助になれば幸甚に存じます。

平成16年3月

全 国 銀 行 協 会

会 長 三 木 繁 光

公的金融問題フォーラム

～ 郵政民営化と郵貯・簡保のあり方を考える ～

開催日時：平成16年2月3日（火） 午後1時30分～3時30分

場 所：銀行会館 講堂（東京都千代田区丸の内）

〔プログラム〕

基調報告 三 木 繁 光 氏(全国銀行協会会長 東京三菱銀行頭取)
 森 田 富治郎 氏(生命保険協会会長 第一生命保険社長)

パネルディスカッション

コーディネーター 田 中 直 毅 氏（21世紀政策研究所理事長）
パネリスト 翁 百 合 氏（日本総合研究所調査部主席研究員）
 (50音順) 高 橋 伸 子 氏（生活経済ジャーナリスト）
 丹 羽 宇一郎 氏（伊藤忠商事取締役社長）

コーディネーター・パネリストおよび報告者 プロフィール



たなか なおき

田中 直毅 氏（21世紀政策研究所 理事長）

1945年生まれ。東京大学大学院経済学研究科修士課程修了。国民経済研究協会主任研究員を経て、84年より本格的に評論活動を始め、現在に至る。97年4月から21世紀政策研究所理事長。郵政三事業の在り方について考える懇談会座長、日本郵政公社設立委員を務めたほか、現在、金融審議会金融分科会会長代理などを務める。主な著書に「市場と政府 21世紀日本経済の設計」、「構造改革とは何か」、「日本経済復活への序曲」などがある。



おきな ゆり

翁 百合 氏（日本総合研究所調査部 主席研究員）

1960年生まれ。82年慶応義塾大学経済学部卒業。84年同大学院経営管理研究科修士課程修了。日本銀行勤務を経て、2000年より日本総合研究所調査部主席研究員。郵政三事業の在り方について考える懇談会委員を務めたほか、現在、金融審議会委員、政府税制調査会委員、特殊法人等改革推進本部参与などを務める。主な著書に「銀行経営と信用秩序」、「情報開示と日本の金融システム」などがある。



たかはし のぶこ

高橋 伸子 氏（生活経済ジャーナリスト）

1953年生まれ。76年お茶の水女子大学文教育学部卒業。主婦の友社編集記者を経て86年に生活経済ジャーナリストとして独立。現在、金融審議会委員、国民生活審議会委員、金融トラブル連絡調整協議会委員、などを務める。主な著書に、「誰にでもわかる保険の本」、「いつからでもつけられる家計ノート」、「お金のバイブル」などがある。



にわ ういちろう

丹羽 宇一郎 氏（伊藤忠商事 取締役社長）

1939年生まれ。62年名古屋大学法学部卒業。同年伊藤忠商事に入社。90年業務部長、92年取締役、94年常務取締役、96年専務取締役・生活産業グループ統轄役員(兼)食糧部門長、97年取締役副社長・社長補佐・経営企画担当役員(兼)海外・開発担当役員(兼)生活産業カンパニー管掌を経て、98年取締役社長に就任。現在、日本経済団体連合会税制委員会共同委員長を務める。



みき しげみつ

三木 繁光 氏（全国銀行協会会長 東京三菱銀行頭取）

1935年生まれ。58年東京大学法学部卒業。同年三菱銀行に入行。86年取締役業務本部法人第二部長、89年常務取締役、94年専務取締役、97年副頭取を経て、2000年頭取に就任。2001年からは三菱東京フィナンシャル・グループ取締役社長を兼任。2003年全国銀行協会会長に就任。現在、日本経済団体連合会副会長を務める。



もりた とみじろう

森田 富治郎 氏（生命保険協会会長 第一生命保険社長）

1940年生まれ。64年東京大学法学部卒業。同年第一生命保険相互会社に入社。91年取締役運用本部長兼運用企画部長、93年常務取締役、96年代表取締役副社長を経て、97年代表取締役社長に就任。2003年生命保険協会会長に就任。

基 調 報 告 (1)



全国銀行協会 三木繁光会長

全国銀行協会の会長を務めております三木でございます。本日は皆様、お忙しいところ、多数ご参加くださいます。誠にありがとうございます。主催者側を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

公的金融フォーラムは今回で7回目を数えますが、これまでも「官から民へ」という流れを加速し、公的金融改革を推し進めるために、さまざまな切り口から問題提起をしております。今回のフォーラムでは、郵政民営化が小泉内閣における重要かつ現実的な政策課題になっておりますことから、郵政民営化における郵便貯金改革、簡易保険改革に焦点を当てさせていただきます。

まず、私から郵便貯金改革に関する全銀協の提言につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。資料といたしまして、提言内容を要約しました1枚紙（後掲資料1）を配付してございますので、適宜ご参照いただきたいと思います。

郵便貯金は国民に簡易で確実な少額の貯蓄手段を提供すると共に、その資金を財政投融资制度を通じて社会資本の整備に役立てるといったことなど、これまで一定の役割を果たしてきたことは事実でございますが、郵便貯金に求められておりましたそうした役割はすでに終えていると思っております。民間金融機関のネットワークは充実し、預金保険制度というセーフティーネットも整備されていますし、また、財投の原資とい

う郵便貯金の特別な役割もなくなりました。それにもかかわらず、郵便貯金は現在もなお約230兆円という巨大な規模を有しております。

また、昨年4月、公社になりましたあとも、民間との競争条件は依然として異なつたままでありまして、大きなひずみをもたらしております。日本経済を新たな成長軌道に乗せ、金融資本市場の活性化を図るには、もはや郵便貯金の抜本改革を避けて通ることはできないと思っております。

まず、そこで指摘しなければならないと思っておりますのは、現状の規模を維持したまま郵便貯金を民営化しても問題が解決するわけではないということです。ただでさえ我々の業界はオーバーバンキングとの指摘がなされており、我が国において、新たに貸出業務等への参入を認めることに国民経済的な意義はありませんし、民間金融機関、なかんずく地域金融機関に深刻な影響を与えることが懸念されます。

また、定額貯金、これは市場原理と相入れないものですが、これを中心に調達されました230兆円もの巨額の資金を運用するという事はリスクが大きすぎる。民営化後、経営が困難に直面するおそれも否定できません。仮にそうなつた場合、規模が巨大であるだけに影響も甚大でありまして、金融システムの安定性確保の観点から見ますと、郵便貯金は本来、縮小の上、廃止することが望ましいと考えます。

しかしながら、一方において利用者利便の確

保、あるいは身近な郵便局ネットワークの有効活用という観点も重要で、国民経済的見地から、あるべき姿を検討していくということも求められるかと思えます。

そうした要請にこたえるには、郵便貯金が果たしてきましたところの機能ごとに対応を検討していくことが重要だと思えます。すなわち、郵便貯金の機能のうち、定額貯金等の貯蓄性預金で資金を集めまして、これを運用するという機能については、もはや役割は終えており、廃止することが適当だと考えます。

これに対しまして、財布代わりの通常貯金や、振込み、振替えなどの決済サービス機能、それからまた、国債も窓口で売っておりますけれども、国債などの金融商品の販売機能といったものにつきましては利用者利便の確保ということ、また、金融資本市場の活性化にもつながるといふ観点から存続させることが妥当だと思えます。

定額貯金の運用リスクを自ら取るということではなくて、国債や投信などの販売に積極的に取り組みれば、これは国民の貯蓄を金融資本市場に誘導する意義は大変大きく、家計による国債の直接保有を促し、国債の円滑な消化にも寄与すると思えます。

そこで、次に具体的改革案をご説明いたしますが、その前に、この前提になります郵政改革の全体像のイメージでございます。これは全銀協ということではなく、私見でございますが、簡単にお話ししますと、三事業は分割する。それから、郵便貯金については、さらに適宜地域分割します。分割に当たっては、全国的なネットワークを必要とする郵便事業を行う郵便事業会社が郵便局を保有、管理する。そして、郵便貯金とか簡易保険は郵便局から一定のスペースを賃借して、金融サービス、保険サービスを提供する。これが現実的ではないかと思えます。それによりまして利用者は引き続き郵便局で三つの事業のサービスを受けることが可能になります。

また、経営形態でありますけれども、政府出資からの早期脱却を図るためには、それぞれいったんは政府が100%出資する株式会社としまして、そして、完全民営化に向けて、条件が整った会社から順次株式を売却していく。これは、JR、NTTなどと同じ考えです。そういうものが望ましいということです。

以上の前提のもとで郵便貯金の具体的改革案のイメージをお話しいたします。1枚紙の四角で囲った中と、それから、右側のイメージ図を合わせてご覧いただければと思えます。

まず第1に、230兆円の7、8割を占めております定額貯金など貯蓄性商品の新規受け入れを停止します。

2点目、既存契約分については、これに見合う資産と共に整理勘定に分離します。分離した既存契約は、これは約束したものですから、満期まで国が支払いを保証する。その払い戻しは郵便局の窓口を通じて行います。整理勘定においては定額貯金の払い戻しが来るわけで、それに応じて市場への影響を十分考えながら国債を売却していくということになります。

3点目、定額貯金などを分離した残りの部分で何をするかといいますと、これは官業ではなく、民営化されたポストバンクということになります。規模の適正化、リスクの削減を進めることで経営の健全化を確保していくわけです。業務としては、通常貯金の受け入れをする、決済機能を提供する、それから、国債や民間金融商品の販売機能を担い、手数料収入を得る。こういったことを業務として行うということを考えます。なお、政府出資がありますので、リスクを極力抑制するために貸出業務等を行わず、決済機能などに限定した、いわばナローバンクといたします。

4点目としまして、ポストバンクは政府が出資する株式会社としてスタートしますが、その段階では、「官業ゆえの特典」、これは政府保証がついているとか、税金を払わないとかがござ

いますが、そういったものを完全に廃止する。それから、民間金融機関と同一の規制・監督の実施ということ、それから、先ほど申しました三事業分離、地域分割といったものが求められると思います。

5点目、ポストバンクは雇用や郵便局のネットワークの効率化を図ることになりますけれども、すぐというわけにもいかないということで、最長10年間の時限措置として、整理勘定の運用益、これは現在の郵貯の会計では黒字が出ているといわれておりますので、分離しました整理勘定の運用益の一部を時限的にポストバンクに補助金として交付するという事も考えていいのではないかと思います。

以上が具体的改革案のイメージでございます。私どもの提言は、郵便貯金の規模やリスクの縮小を図る一方で、利用者利便の確保や金融資

本市場の活性化などの観点から、決済サービス機能や金融商品の販売機能の拡充を図っていくことを目指しております。間接金融偏重の是正という金融システム改革の方向性に沿って郵便貯金の機能をシフトし、新しいビジネスモデルを構築することが、金融システムの安定や郵便局ネットワークの活用につながるのではないかと、これがまた日本経済の活力を高めるのではないかと考えられます。

以上でございますが、今回の検討に当たりましては、竹中金融・経済財政政策大臣が提示されました五つの基本原則につきましても配慮しておりまして、我々の提言は、この5原則の趣旨に合致しているものと考えております。

私からの報告は以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

基 調 報 告 (2)



生命保険協会 森田富治郎会長

生命保険協会会長の森田でございます。私からは簡易保険事業の今後のあり方に関する生命保険協会の考え方につきましてご説明させていただきます。私どもの考え方につきましては、お手元のレジュメ（後掲資料2）に沿ってご説明させていただきます。

まず、はじめに、簡保事業の現状認識と平成15年4月の日本郵政公社への移行の評価という

ところからお話をしたいと思います。

簡保事業はかつて民業の補完を趣旨として創設されたものでありますが、保険金等の支払いに関する政府保証、納税義務の免除、郵政三事業の兼営などの事業特典を背景に、過去10年間で総資産をほぼ倍増させ、民間生保の個人保険分野の総資産の6割から9割の水準にまで肥大化してきました。

これらの事業特典および肥大化を背景に、簡保事業は大きく三つの問題を生じさせております。すなわち、健全な生命保険市場の発展の阻害、効率的な金融市場の形成の阻害、潜在的国民負担の発生ということであります。本日はこれらの内容について詳しくはお話しいたしますが、日本郵政公社への移行後も、簡保事業において民間生保にはない事業特典が存置されている一方、民間的な経営手法の活用ということが強調されておりまして、さらなる肥大化、民業の圧迫を招く可能性があります。

実際に昨年、民間生保の主力商品であります定期付終身保険タイプの新商品の認可申請が行われ、各方面からの反対にもかかわらず、総務大臣による認可が行われ、本年1月より発売された例からもわかりますように、簡保事業の抱える問題は今後一段と深刻化することが懸念されます。したがって、これらの問題をさらに深刻化させ、民間が担うべき事業領域への進出を企図することがないように、日本郵政公社の簡保事業は事業範囲のさらなる拡大を凍結することが、まずもって必要であると考えております。

次に、簡保事業の今後のあり方についての基本的な考え方についてお話しいたします。民間生保が山間辺地を含め、全国あまねく消費者のニーズに対応して、多様な商品、サービスの提供を行っております現在、簡保事業はその創設の趣旨であります民業の補完ということに照らせば、すでに役割を終えております。また、公共投資のあり方や特殊法人の見直しがなされていく過程において、公的金融の規模的縮小と共に、調達部門としての簡保の役割も大幅に低下していくものと思われれます。これらの状況にかんがみ、簡保は本来的には縮小、廃止すべきであると考えております。

なお、簡保のような国営の保険会社は、先進国においては、その多くが廃止、もしくは民営化されているのが現状でありまして、少なくとも日本の簡易保険のような優遇条件と規模を持

って国営の保険会社が存在している例はありません。

郵貯について全銀協では、本来は廃止することが望ましいが、国民の利便性等を考慮し、決済サービスの提供機能等については存続させることが現実的であるというお考えと伺いました。一方、簡保に関しましては、利便性の観点から見ても、すでに民間生保が多様な商品、サービスを全国あまねく提供しており、民間生保による代替が十分可能であると考えております。

銀行業界におけるオーバーバンキングという状況のお話がありましたが、生保業界においても死亡保障市場の縮小等によって保有契約高の減少が続いておりまして、簡保が新たに民間保険のマーケットに参入する必要は認められないと考えております。

簡保だけを取り出して議論すれば、廃止という結論になると考えますが、郵政問題を総合的に解決する方策として、仮に簡保事業の民営化という選択肢を取る場合は、先ほど申し上げたような事業特典を廃止し、民間生保との競争条件を完全に同一化することが必要であると考えます。

競争条件の完全な同一化が図られないなかで民営化がなされた場合、簡保は現状にも増して圧倒的な市場シェアを獲得し、独占的な地位を占めると考えられます。その結果、市場における健全な競争を通じた消費者利益が損なわれるおそれが極めて強いと考えます。

続きまして簡保事業改革の具体的視点についてお話しします。レジユメ（後掲資料2）の2ページをご覧ください。

すでに申し上げましたように、生命保険協会としての考え方は、簡保はもはや不要であり、段階的に縮小、廃止すべきというものであります。そのためには、新契約の募集を取りやめ、政府保証が継続する既契約の維持管理業務に特化することが考えられます。

一方、仮に簡保を民営化する場合は、官業と

しての特典を全廃した上で、民間生保に適用されている保険業法等の諸ルールを適用し、民間と同一の競争条件とすべきであると考えます。具体的には、まず、三事業を分離した上で、簡保については政府保証のついた旧簡保と民営化後の新簡保とに分離する必要があります。

新旧簡保の分離につきましては、国家の信用を背景に募集された既存契約については政府保証が継続されることが適当である一方、民営化後の新契約にかかる政府保証は廃止されるべきであるとの考えに基づくものであります。もし仮に国営事業としての簡保事業により集積された既存の契約や資産などを民営化後の簡保がそのまま継承することになれば、利益やリスクの混入、情報の濫用といった問題を生じるおそれがあります。

したがって、簡保事業を既契約の維持管理を行う法人と民営の新契約業務を行う法人に分割して、別個の法人格とし、新簡保は民間生保として新規募集業務を行い、旧簡保は国の保有、管理のもとで政府保証が継続される既契約の収納、保全業務、資産運用業務を行うことが考えられます。

なお、以上申し上げた郵政三事業の分離、新旧簡保の分離といった措置が講じられても、民間生保との競争条件の完全な同一化が実現されない場合には、さらなる措置を検討することも必要になり得ます。

最後に、簡保を縮小、廃止するか、民営化するかにかかわらず、今後の議論においてポイン

トとなると思われる郵便局ネットワークの活用についてお話しいたします。

郵便局ネットワークを維持するための収益源として簡保が必要であるといった議論がなされることがあります。郵便局ネットワークが国民にとって有益なネットワークであることについて否定するものではありませんが、簡保事業の存否は、本来、国民経済的視点から合理的に判断されるべきものであると考えます。

郵便局が提供するサービスのうち、国民にとって必要性の高いサービスは郵便や決済サービスの提供であると思われます。一方、簡保事業のための拠点としての郵便局ネットワークの活用については、すでに民間生保は全国あまねく消費者ニーズに対応した多様な商品、サービスを提供していることや、そもそも生命保険は来店型の商品ではなく、郵便局の存在による利便性の根拠は弱いということ等を踏まえつつ、慎重に検討すべきであると考えます。

以上、ご説明しました簡保事業の見直しの方策は、「官から民へ」の実践による経済活性化の実現や、金融システム改革等の構造改革との整合性を確保するという郵政民営化の基本原則にも沿ったものであると考えております。今後の経済財政諮問会議等における郵政民営化に向けた具体的な検討に、これらの考え方が反映されることを期待しております。

私からの報告は以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

コーディネーター論点整理



田中直毅氏

郵政三事業の民営化が実現するとは、ある時点までほとんどの人が信じてはいなかったわけですが、小泉内閣のもとにおいて、ついに郵政三事業民営化の法案作成がこの秋から始まるという手順になってまいりました。そこで、改めて三事業の実態はどうかということに議論がなるわけです。

三木さんから森田さんから郵便局ネットワークというお話が出ました。国会の議論の中心が郵便局ネットワークの活用という点になるということについては、お2人ともご意見が一致していたかと思えます。

最初に、郵便局ネットワークというものをどう考えるかについて、二つの視点から問題提起をしてみたいと思います。

一つは、郵便局ネットワークが民営化ののちに、対抗せねばならない競争相手は何かという問題が一つです。それからもう一つは、現在の郵便局ネットワークがどういう要請を満たすためにつくられたものなのかというテーマです。今後の日本国民の生活にとってどういう意味を持つものになっているのか、過去の歴史を負ってきたのが郵便局ネットワークですので、この点についてもお話ししたいと思います。

まず、第1点は、競争相手として何が想定されるかということです。日本の産業構造、とりわけ非製造業において、国際的に見て非常に特徴的なものが三つあると私は常々思っております。

一つは宅配便の発達です。もちろんアメリカ

にもFedEx、UPSがあるじゃないかというふうに言われる方もありますけれども、しかし、日本の宅配便はすでに家事代行サービスも射程に置いていますし、現金を受け取って荷物を引き渡すということについても定評あるものとして定着しております。これは郵便局ネットワークにとってみると大変恐るべき存在だろうと思います。

2番目に、モバイルインターネットの活用が大変進んでいるわけです。若い人にとりわけ多いわけですが、しかし、郵便事業の将来を考えますと、モバイルインターネットの普及は国際的に見ても明らかに日本の郵便局ネットワークにとって重い課題だろうと思います。

3番目に、コンビニエンスストアの存在があります。日本のコンビニエンスストアは世界的に見ましても驚くほどの発達をしている。1日3回、温かいおむすびとか弁当を運び込むということも、すでに定着しております。独居老人に対する弁当の配達を実施したいという意思を明らかにされておられるところも出てきているわけですし、これらが日本の郵便局ネットワークが対抗するべきものの実態だと思います。

諸外国の事例にはここまでのケースはありません。日本では製造業が進んでいて、非製造業については劣後しているという見方も少なくはないのですが、しかし、この三つはたまたま郵便局ネットワークが対抗しなければいけないものであり、それぞれに大変発達しておりますし、それぞれに事業者の方々は自信を持って取り組

みを始めておられるということが第1点として挙げられると思います。

第2点は、現在の郵便局ネットワークが21世紀の日本の進み方との間でバランスが取れたものかどうかということです。郵便局は全国に2万4752局あります。このうち普通郵便局が1310局。これに対して特定郵便局は1万8941局ございます。この中で郵便の集配をやっているところは普通郵便局のほとんどと、それから、集配特定郵便局というところ。集配特定郵便局は3563局でして、残りの特定郵便局はいずれも無集配局で1万5378局ございます。無集配特定郵便局は郵便貯金と簡易保険を取り扱っている。

それでは、この無集配特定郵便局がどこにあるのか。郵便が全国津々浦々に届く、これをユニバーサルサービスと呼んでいるわけですが、民営化してもユニバーサルサービスが侵されるというふうに考える日本国民はほとんどいないわけです。郵便は届くだろう。それは先ほど言いましたように、5000局弱の郵便局で集配は可能ですから、それを維持することが著しく困難だとは誰も思っていない。そうしますと、ユニバーサルサービスというのは郵便貯金ができる郵便局が身近にあることなのかというテーマになります。

「郵政三事業の在り方について考える懇談会」の座長を引き受けましたときに、自由民主党の総務部会の先生方から説明に来るようというお話があって、説明に行ったことがございます。そのとき総務部会の先生方が言われたのは、自分の田舎で郵便局がなくなったのでは地域社会の核になるところが消えてしまう、そんなところを廃局にするんじゃないだろうな、そういう案を提案するんじゃないだろうな、というのが大方の先生方のご関心だったわけです。

それでは、そういう比較的人口の少ない、あるいは極端な場合には過疎と言われるところの郵便局が問題なのか。実際に増設されてきた郵便局は大都市圏とか首都圏だったというのが実

態です。いくつかのデータがございまして、都道府県の郵便局に占める特定郵便局の比率を発表されているデータで取ることができますが、特定郵便局比率がいちばん高いのは東京都で、91%です。全国平均では四つのうち三つのおよそ75%が特定郵便局ですが、東京都に限って言えば91%が特定郵便局であります。続いて高いところは神奈川、大阪で、これも90%が特定郵便局。千葉、埼玉、京都になりますと88%から86%程度です。愛知が82%、滋賀が82%、兵庫が81%、福岡が81%ですから、要するに大都市圏に特定郵便局が多いということです。

自民党総務部会の先生方が、自分は鹿児島出身だというふうに言われたところで言いますと、むしろいちばん特定郵便局の比率は低い。鹿児島が57%、鳥取が58%、宮崎60%、長野61%、富山64%、そして、秋田、島根、高知が65%。66%は岩手、熊本、長崎です。都府県で見ていただいてもわかりかと思いませんけれども、特定郵便局が多いのは大都市圏、そして、比較的人口がまばらだと思われるところにおいて特定郵便局比率が低いわけです。

なぜこういうことになったか。1960年代半ば以降に顕著ですが、1年に特定郵便局を200局から300局増やしていった時代がございます。このとき、どこに割り当てられたかということ、いま言いました大都市圏だったわけです。

なぜか。経済的に考えてみますと、当時、日本道路公団等が典型的ですが、特殊法人の資金需要に対して定額貯金という、商品設計からいけば預入者にとって魅力ある商品でもって資金調達の任を帯びた。そして、特定郵便局を「国家公務員型」で、ほとんど予算をつけるようにして1年に300局増やそう、ちょっと行き過ぎたので200局にするかという時代が続く中で、大都市圏を中心にして設置が行われてきたわけです。それは出口といわれる特殊法人の資金需要に対応するものであったと言っていいと思います。

そして、この特殊法人を中心として行われた

事業がどこに焦点を合わせたか。もちろん大都市圏においても公共事業は行われましたけれども、仕事を配るといった性格がある時期から非常に強くなりました。「第2の予算」である財投を通じて、その資金調達源として特定郵便局が位置づけられたということです。

ですから、鹿児島とか、鳥取とか、宮崎とかで特定郵便局をつくりましても資金調達にはあまり寄与しない。しかし、結果として仕事はばらまかれるのだから文句はないだろう、という構図にあったわけです。

当時、政治の面においても、このことの背景に明確なものがあつたと思います。1955年に自社体制、55年体制というものがあるのですが、60年代に入りますと自民党にとっては大都市圏における得票が非常に難しい時代に入ります。当時、石田博英という比較的前広に考える方がいましたが、やがて自民党の天下は終わるといふ予測をされたほどです。

田中角栄氏は「日本列島改造論」で有名ですが、これは70年代に入ってから彼の作品でありまして、1960年代の後半においては「都市政策大綱」というものをつくることを試みます。そのときに大都市政策をいろいろ行つたわけです。それはいくつかあります。特殊法人をつくらせて田舎から働きに来た人に対して融資をする仕組みとか、いろいろなものをつくるわけですが、他方、大都市における集票機能として特定郵便局が位置づけられた可能性は非常に高いと思います。

なぜ55年体制のもとでそうしたことがチェックできなかったのか。日本社会党が当時、大都市圏で公明党と共産党にあおられまして票が取れなくなる。「公共戦争」という言い方も60年代から始まりますけれども、公明党、共産党の競争体質の中で日本社会党がはじき出される。そういう中でいくと、公共企業体等労働組合は最後の最後まで日本社会党の票田であつたという面がありまして、55年体制のもとで、郵便局ネ

ットワークの特定の配置が行われたことが明確な特徴としてある。私はこれは認めるべきだと思います。

2001年の4月から財投改革が行われるようになりまして、財投機関のための資金調達としての郵貯・簡保の役割はすでになくなってきている。資金運用部に対して全額預託が行われていたわけですが、これがご存じのように次第に償還されるということになりましたので、郵便貯金で資金をかき集めるという機能についてはその分だけ低下してきているわけです。しかし、現在の郵便局ネットワークは、すでに見ましたように実際には大都市圏や首都圏に稠密なネットワークが張られたということです。

人口が希薄なところで郵便局が廃局になったら困るといふ意見は、たしかに依然としてある。しかし、そういうところで本当に郵便局ネットワークが機能しているのかどうかはもう一つ別の問題です。人口が比較的希薄な、ここでいう特定郵便局の比率が低いところで調査をしてみますと、市役所とか町役場と県庁との書類の交換は、ほとんどのケースにおいて郵便局が携わっておりません。宅配便業者の人たちがその任に当たっています。この点について総務省の担当者に確かめましたところ、それは大口顧客だからと。たしかに市役所と県庁との間は頻繁な書類の往復がある。ところで大口顧客は郵便局のネットワークの外にある。これが実態だといふのが総務省の認識です。

そのように考えてみますと、活かさなければいけない郵便局ネットワークと一口に言いますが、永田町でこれから民営化が議論される時には、実態はもう少し調査したほうがいい。そのような配置にはそもそもなっていないし、郵便局ネットワークが果たして民間の事業者との間の競争においてどういう地位に立つ可能性があるのか、いくつかのシミュレーションをやるべきではないかと思っております。

パネルディスカッション

【田中】 それでは、パネリストの皆さん方のご紹介を兼ねまして、一言ずつ、まず、お話を伺おうと思います。丹羽さんには、我が国の経済と郵政民営化の問題を活性化という見地から、どういことを期待されているのか。その点からお話を始めていただければと思います。

【丹羽】 私は三つ申し上げたいと思います。

とくに民営化の意義と期待ということですが、ご承知のように政治も経済も不確定要素が非常に多い昨今でありまして、5年後でさえ見通しは非常に難しいということでありまして。現に1年の経済予測を見てみましても、少なくとも3年連続で正反対の結果が出ているわけでありまして。

ご承知のように去年はうれしい誤算ということでありました。去年の年初は非常に暗い年明けでありましたが、年末は非常にうれしい誤算で、予想外の結果が出たわけです。これは3年間続いております。ましてや10年後ということになりますと意味がないわけでありまして、とりわけ光ファイバーベースのIT革命が一層進むと思いますし、予想以上の変化が金融のネットワークでも出るだろうということで、第1番目の期待はやはり改革がスピードアップすることかと思えます。

二つ目は、資本主義社会において経済の活性化に必要なことというのは、明らかにカネの循環であります。現在は個人の資産が1400兆円と言われておりますが、個人から銀行に流れ、銀行から中小を含む企業に流れ、また個人に戻って循環する。ところが、公のほうは個人から郵貯あるいは簡保、それから、財務省の資



丹羽 宇一郎 氏

金運用部とか国債、ここで政府に流れてストップというようなことになっているわけでありまして。金融システムのパイプがどこかで詰まっているのではないかと。その一つが今回議論になっている郵政の三事業であろうと思えます。

民間金融のみで改革というのは、田中さんからお話があったように、土建国家の日本を55年体制で支えてきた公的金融の改革が放置されているから問題が起きているのだろう。公的金融と民間金融というものは、やはり相互に作用し合う関係にあるわけです。現在も国民生活が非常に平穏に推移している裏には、巨大な財政赤字に支えられているからなのです。

この財政そのものが破たんをきたしているということは、やはり公的金融とのからみから言うと、改革はもう待たないで済む。となると、やはり公的金融についても相当待たないの気持ちで、これ以上放置できないという覚悟は要するだろうと思えます。そういう意味から言うと、お金の循環が正常に機能するような改革に持っていく必要がある。これが二つ目です。

三つ目は、詳しくは後ほど申し上げたいと思

いますが、あまりにも巨大マンモス化した郵貯です。総資産でGDPの約45%、あるいは簡保はGDPの25%、全体でGDPの70%となっており、雇用とお金の両面でもう動きが取れない状態になっています。改革の具体論、これを先ほど申し上げたようにスピーディーに5年以内というふうに考えると、どこかに大きな痛みを伴わざるを得ないのではないかと。

今までの手法では民営化は私は難しいと思います。雇用問題も含めた思い切った決断がどうしても必要であります。それは日本の金融システムを公と民トータルでどうするのか。国の経済に、あるいは国民生活にベストな視点ということをおぼせないだろうと思います。

そういう意味からいいますと、三つ目はやはり痛みの伴う改革の覚悟が要る。スピード、カネの循環、痛みを伴う覚悟、この三つ目が非常に難しいということでありまして、この三つを私は郵政民営化の意義と期待ということで申し上げておきたいと思っております。

【田中】 それでは、続きまして翁さんをお願いしたいと思います。構造改革と金融システム改革、そして、郵政民営化の関連についてのご見解から始めてください。

【翁】 我が国の経済システムは非常に大きな環境変化を迎えて、もう改革は避けられなくなってきていると思います。今ご紹介がございましたように、高度成長から低成長時代への移行、少子高齢化の進展、そして、国際化の進展、それから、情報技術革新の流れなどは経済システムを大きく変える潮流の変化だと思っております。こうした中で、金融システムの改革、財政構造改革、民間の企業部門の改革、政府の行政改革といったさまざまな改革というのは相互に非常に密接に関連してございまして、これらを一体として整合的に進めることによって初めて改革の実が上がると考えております。



翁 百合 氏

とくに金融システムに関しましては、情報技術革新ということで金融サービスそのものが大きく変わってきていると思っておりますし、そうした中で、日本にとってはとくに資金の仲介のパイプを多様化していく、そして、市場機能をますます発揮させて、強靱で活力ある金融システムを構築することが求められていると思っております。

同時に公的金融は財投改革も進められてきておりますけれども、ここでも「入口」であった郵貯・簡保についても当然進めていくことが必要ですし、「出口」の特殊法人に関しましては、整理合理化計画という中で、少しずつこれが進んできている。

一方で財政構造改革についても、健全化の道筋について努力がなされてきているわけですが、この中で、これから増えていく国債について、国債管理政策でリスクとコストをコントロールすることもますます重要性を増していると思っております。もちろん民間部門も企業がそれぞれ創意あふれるイノベーションを起こして、経済成長のエンジンとなることが求められていると思っております。

このように環境の大きな変化、そして、求められている経済システムの改革ということを見渡しますと、郵政の改革というのはこれらのひとつひとつの改革とまさに密接に相互に関連していると思っております。これらの改革を進めていく上で、全体として整合的に進めていくことが極

めて重要だと思っております、郵政改革の道は大変難しいですけれども、避けては通れない重要な改革だと位置付けております。

【田中】 それでは、高橋さんから、国民生活の観点から見て、郵政改革、郵政三事業をどういうふうに判断したらよいか、お聞かせください。

【高橋】 私自身は郵政三事業のうち、郵便業務の民営化にはそれなりの意義を多少認めておりますけれども、郵貯と簡保の二つにつきましては、縮小、廃止の方向性が妥当であるというふうに主張してきております。したがって、期待と言われますと、期待はないというのが正直なところなのですが、あえて国民生活の観点から申し上げれば、二つの期待があるのではないかと思います。

一つ目は、潜在的な国民負担の発生が抑えられる可能性があるということです。しかし、巨大な規模を維持し、かつて官業であったがゆえの特典を残したまま民営化した場合には、銀行業界、生保業界のほうでもご主張されていたのと私も同様の意見を持っております。国民にとって困るのは、民間金融機関が窮地に追い込まれて、その救済に税金が使われれば、何のための民営化だったのかという非常におかしなことが起こってしまうということです。ツケはすべて国民に回るといふふうに考えますと、そのところまで考えておやりいただきたいということです。ですので、国民負担を抑えるという観点から言えば、縮小、廃止の方向性が望ましく、そのほうがリスクが避けられ、効率的だと考えます。

もう1点は、ポストバンクといった強力なライバルが現れることで、銀行や生保など民間の金融機関が消費者のほうを向いて競争を行う可能性がある。よりよい商品やサービスがより安い価格で提供される可能性があるかもしれない



高橋 伸子 氏

と思っております。しかし、そうした消費者の支持を得るための競争というのは、民営化された郵便局が加わらなくても当然行われるべきこととございまして、現時点でもっと競い合っていたきたいというのが正直な気持ちでございます。

選ぶ魅力に欠ける今の銀行や生保の商品、サービス。このような状況から一日も早く脱する努力をやっていただかないと、郵貯・簡保の民営化に対する反対の表明に対しましても、なかなか消費者の支持が得られないのではないかと感じます。

具体的には、たとえば全国銀行協会さんが今年の8月に、「私どもは、郵便局による投資信託の販売に反対します」というパンフレットを作っているらしいです。それから、生命保険業界さんが簡保の定期付終身タイプの「ながいきくん」に対して民業圧迫というふうに言っているらしいですけれども、これを選ぶ、選ばない、どこから買うのかというのは、実は消費者が決めることです。業界のほうで縄張り争いのように、これは売ってはいけないとか、ここにやってほしくないとかというアプローチは、私はあまり望ましくないのではないかと思います。消費者自体がもっと選ぶようにならなければいけないので、そういう枠組みで考えていくべきだと思います。

【田中】 ここまでの時点で、三木さん、森田さんからコメントしておきたいということがございましたらお願いします。

【三木】 それでは、ちょっと一言だけ。皆さんのご意見、大変参考になりました。ただ、高橋さんが最後におっしゃいました郵便局による投信の販売について反対しているということにつきまして、これは今のような郵政公社という官業の恩典を持ったまま業務を拡大することに反対しているということでありまして、また、いま民営化をどうするかということを検討している中で、やるべきでないということを行っているわけです。

したがって、きちっとした民営化ができれば、先ほど言いました国債を売ることのほかに、投信などといったもので稼ぐのは結構だと思いますが、うやむやのままどんどん増殖するのはかなわないということを行っているわけでございます。

それから、皆さんのお話にも出ましたけれども、郵貯というのがよくクジラに例えられて、クジラが元気で暴れると大変だと言われておりまして、今でもそれは地方の金融機関に心配があります。しかし、同時に、このクジラはなかなかリスク管理が大変だと思うのです。クジラが参ってしまうととっても大変なことになります。これは我々業界、あるいは国民の負担になるわけです。したがって、うまくいっても大変だけれども、うまくいかない確率もかなりあって、これはさらに大変だと思っておりますので、ちょっと付け加えます。

【森田】 高橋さんのほうから縄張り争いではないかというお話があるのですけれども、基本的にいろいろな特典を背負ったところとはまともな競争にならないということで簡保を廃止したほうがいいと私は申し上げているのです。

もう一つは、消費者の選択がそこで正しく行

われるかということについてです。簡保は実は政府の保証付きというだけの理由で売っています。政府の保証が付いていることだけが長所であって、商品は現実に民間のパクリでありますので、商品的に何も優れているものではないと思います。消費者は商品の優秀性で選択しているのではなく、単に政府の保証が付いているから選択しているのです。決してその意味において消費者利便にかなうものではないということです。

それからもう一つは、民間はだらしがないんじゃないかというお叱りをよく受けるのですが、だらしがないのはある程度認めますけれども、要するに民間のほうは大抵バンの中で裸で戦っているわけでありまして、そこへ、ドテラを着て、懐炉を入れた人が出てきて、「あんた、風邪引いているんじゃないか」。それはないんじゃないかと、これをいつも申し上げているのです。

ですから、基本的に競争条件が公平でない中で、同じマーケットで戦うというのは、いかにもハンディキャップが多すぎるし、それから、いま三木さんもおっしゃったように、今まさに民営化の議論をしつつある中で、なぜ問題を複雑にしなければならないのかということをお願いしているわけでありまして、国民経済的見地から申し上げているので、縄張り争いで申し上げているのではないということをぜひご理解いただきたいと思います。

【田中】 本日は三木さんと森田さんから、それぞれのお立場での見解を基調報告というかたちで受けております。これについて皆さんからコメントをいただこうと思いますが、まず、翁さん。三木さん、森田さんのお話にコメントを加えていただけますか。

【翁】 これはあくまで私の現時点での個人的な見解ということでお断りした上でお話をさせ

ていただきたいと思いますが、全国銀行協会、それから、生命保険協会とも、少し共通する点があるかと思うのです。そのポイントを二つ挙げると、一つは、基本的には政府保証の旧勘定を分けるという点と、それから、二つ目に、機能別に金融を考えていくという点があるかと思うのですが、こうした考え方について、私は個人的には賛成しております。

第1の点の旧勘定を分けるという考え方ですけれども、現段階で集めている郵便貯金や簡易保険というのは、いずれも政府保証が付いておりまして、いわば政府全体で見た場合、政府部門の抱える負債であるということになると思いますので、民営化した場合に旧勘定を分けるという考え方は自然なのではないかと思えます。

一度政府保証をした負債については、政府がその責任を免れるものではないと思えますし、一方で、郵貯・簡保が民営化されて、仮に銀行、または生命保険会社をつくった場合に、新規に預金や生命保険を集めるとすれば、当然民間の預金保険機構や生命保険契約者保護機構に所属して、民間と同一の保険料を払って健全性を確保するということが求められるわけです。

そのように考えれば、政府保証が付いた勘定、または期限の定めのある定額貯金ということになると思いますが、それと新しい民営化された銀行や保険会社とはバランスシートを分けて考える、旧勘定はオフバランスシート化するという考え方は自然なのではないかというのが第1点目の感想です。

それから、第2点目、これは主に全銀協の考え方ですけれども、機能別に分解して金融を考えるというのは有益な視点ではないかと思えます。この考えに立てば、定額貯金というのは、いわば経済的に個人国債と同じですので、これはオフバランス化するけれども、決済や、または投信とか個人向け国債などの金融商品販売といった機能というのは、むしろ民営化によって強化していくことも可能なわけですし、現状、

郵政公社が抱えるリソースを分析すれば、それを最大限活用する堅実な案ということに位置付けられるように思われます。

巨額のバランスシートを持たず金融商品の販売を強化していくという方向は、今の郵政の状況のままですと、かなり経費が高く、収益があげられるかという大きな問題があるわけですが、一方で巨額のバランスシートを保有することに伴う金利リスクなどを回避することが可能になりますし、利用者利便を一層向上させて、貯蓄から投資への流れをつくっていくという金融システムの大きな流れとは整合的になるのではないかと思います。

田中先生の懇談会で三つの案が示されましたけれども、全銀協の案というのは、バランスシートという観点から考えると、政府負債は政府部門に移してしまうという点で第3案（郵貯・簡保廃止による完全民営化）に近いと言えますが、一方で機能という観点からとらえれば、廃止論ではなくて、従来ある機能を活用して発展させていくという点で第2案（三事業を維持する完全民営化）とも言えて、どれに当たるといことは必ずしも適切ではないのかなと思えます。

この全銀協の提案につきましては、英国の郵貯改革と少し似ている点があるかなと感じました。英国につきましても、郵便貯金のバランスシートは大蔵省に大方の部分は移管して、個人国債を発行するというかたちになりまして、郵便局で個人国債を発売できるようにしていった。一方で、いま英国では郵便局がほとんどコンビニなどとの共同店舗として活用されて、一方でその発達したネットワークを生かして、民間の金融機関が郵便局を通じてベーシックな銀行サービスを提供できるような工夫も行われるという動きがあるようです。その意味で英国などと非常に近い改革案ではないかと思いました。

ただ、全銀協の提言を詳細に見ていますと、地域分割も考えてはどうかというようなことが

書いてありましたけれども、定額貯金などの部分をかなりの程度オフバランスして、バランスシートをそういうかたちでスリムにできれば、むしろ地域分割の必要があるかどうかということについては、個人的には疑問に思っています。その必然性があるかどうかということは必ずしもまだはっきりしないと感じております。

【田中】 丹羽さん、経営者の立場から、お二人の基調報告をどのように受け止められたでしょうか。

【丹羽】 私も今回勉強させていただいたわけですが、我々企業経営の立場から言いますと、まず、何のために民営化するのかなという疑問を最初に持ったわけです。道路公団も含めまして、私はいつもそうした疑問を持って小泉さんの民営化という話を聞いてきたわけです。今回も何のためにやるのかな、民営化してもうかるのかな、あるいは国にプラスになるのかなというふうに思ったわけですが、いずれにしろポジティブリーズンではなくてネガティブリーズンで、これはもう民営化せざるを得ない。待たなしで何かやらなければいけない。公が巨大すぎるがゆえに民業への圧迫が非常に大きい。日本全体の金融システム構築の障害物になっている。お邪魔虫になっている。放置すれば、官業の特典がありまして、これに護られてどんど

ん巨大になって、止めどもなく大きくなるおそれがある。ますます始末におえないということです。

さて、それでは、オーバーバンキングの中で、先ほどの提案の中にもありましたが、地域分割するのか。240兆円近いものを10個に地域分割しても24兆円になり、トップクラスの地銀よりも大きいわけです。そんなものを10個もつくってどうするのか。これはまったく現実的ではない。依然として、今度は日本全体の民間銀行を圧迫するのではないか。そういうことは変わらないだろうと思うのです。

私は、おおむね全銀協と生保協会のご提案は妥当だと思います。ただ、いくつかの疑問とコメントを少ししておきたいと思うのですが、まず、民営化において、本当に同じ競争条件のもとで具体的なプログラムというのは可能なのかということについては、私はどうかと思っているのです。ご提案では、このままいくとおそらく郵政の三事業は全部つぶれてしまうのではないかと気がいたします。

三木さんがさっきおっしゃっていましたが、かえってこれがつぶれたらえらいことになるというほどの大きなインパクトがあるだろう。しかしながら、このまま行くと、つぶさないようになんとかフェードアウトしていかなければいけない。こういうことではないかと思うのです。

二つ目は、民営化の議論に入る前に、民間の



企業会計原則に則って、資産評価も含めてB / SとP / Lを明確にしてほしい。なぜかと言いますと、ふたを開けてみたらお化けが飛び出たなんてことになったら、民営化の話は一切御破算です。財務省の資金運用部が郵貯のカネをいったん引き受けて、政府保証のようなかたちで財務省の資金運用部が損益を見ている。財投の中に一体どれだけお化けがあるのか、誰も知らない。田中さんもお存じないだろうと思うのです。政府の役人もおそらくわかっていないのではないか。そういう評価を誰もしていないですね。けれども、郵貯は資金運用部にお金を吸い上げてもらっているわけですから、郵貯そのものにはそれは直接はP / Lに表れないし、B / Sに表れないかもしれませんが、この個人のお金が一体どうなっているか、誰もわかっていない。

日本の公と民の金融システムの改革を本当に将来の経済の活性化のために思い切って断行するのであれば、ここにメスを入れざるを得ないだろう。もしも大きなかたまりのお化けが出るようなら、これを置いたままでこの議論を進めるとするのは、私は間違っているだろうと思います。

さて、三つ目は、提案にある、官業の特典を外して公正な競争条件に基づいて運営するというのは当たり前で、これは当然のことです。これを抜きにして民営化の話はないだろう。そういう意味から言うと、今の私の理解では、郵貯・簡保は巨大すぎる。どうしてもこの巨大マンモスを縮小しなければいけない。このまま放っておいたら、地域分割しても何をしても、おそらく民業の圧迫は間違いない。ということになると、いちばん大きな今回の問題は、巨大すぎる郵貯・簡保をどうするか。

ご承知のように230兆円近いものというのは、日本の民間銀行を合わせてもとても太刀打ちできない。あるいは簡保においても、森田さんからお話があると思いますけれども、6大生保の

総資産よりも大きい。この巨大マンモスが官業の特典に護られている。しかも税金を払わず、一方で民営化した結果、赤字を出すとすればこれは許せないですね。結果として、政府が赤字補填をして税金がどんどん食いつぶされるわけです。そういう意味からいっても、ここはやはり民営化するにしてもこの巨大マンモスをどう縮小していくかということを考えなければいけない。

私は企業の経営という立場から言いますと、ここはひとつ右肩下がりのつまりフェードアウト型の経営計画を出してもらう必要がある。これは企業でもあまりないのですけれども、本当に企業が赤字を出してだめなときは、右肩下がりの経営計画で一刻も早くフェードアウトしよう、こういうものを残しておいてはいけません、と考えます。こうした企業に社長を派遣するときは、「おまえの役割はこの会社をつぶすことだ」となるのです。ということは、とにかく肩の下がった経営計画を出して、それを実行できれば、「あなたはえらい。評価しよう」となるのです。少なくとも郵政の巨大すぎる郵貯・簡保はそういう方向へ持っていくことが私の一つの提案であります。

維持管理会社と新会社という生保協会からの提言もきわめて現実的だと思います。しかし、さまざまな問題があるのではないかとくに定額貯金等の180兆円から190兆円という維持管理会社です。民間と同じ条件というわけにはいきませんが、もし政府保証が付いても、この資産の大部分である国債の売却という問題が大きくなるだけだ。

あるいは、もう一つは雇用の問題がどうしてもものしかかってくる。私が先ほど申し上げた、痛みを伴う覚悟というのはここにあります。あるいは右肩下がりの経営計画といった場合も、この雇用の問題を避けては通れない。皆さんがハッピーで改革はできません。

したがって、郵政三事業の改革をやると

いうことは、どこかに相当の痛みを伴う。とくに雇用の問題は避けて通れないだろう。さて、ここをどう乗り越えるかということがいちばん大きな問題だと私は思うのです。それをもしまくやりましょうという話だったら、私はできないと思います。

それからもう一つは郵便事業です。果たして郵便事業というのは民営化は可能なのか。簡保と郵貯は民営化するが、郵便事業はどうするのか。ドイツのドイツポストはたまたま成功した。アメリカ、イギリス、いずれも（民営化は）成功していないですね。アメリカはいま60億ドルの債務を抱えています。そういう状況の中で、ユニバーサルサービスというものはやはり国営であるべきだというのがアメリカの結論です。

私はそれがいいかどうかは、のちほどまた申し上げる機会があれば、一体ユニバーサルサービスについて我々企業の経営を担う立場としてどう考えるかについては申し上げたいと思いますけれども、少なくとも郵便事業については、おそらく郵便事業だけでは成り立ちません。ということ、これはやはり税金で面倒をみる国営という方向へ行くか、のちほど私が申し上げるような方向へ行くかという問題があると思います。

もう一つはナローバンクの話ですけれども、これは成り立たないと私は思います。決済サービスと国債の販売等ではおそらく民営化は成り立たない。これはやめたほうがいいです。ナローバンクにするぐらいなら郵貯は廃止という結論のほうが正解だと思います。成り立たないものをやれば、また税金で面倒を見なければいけないわけですから、改革にならないと思います。

言いたい放題言わせていただきましたが、もし失礼だったらお許しをいただきたい（笑）

【田中】 それでは、高橋さんからお2人の基調報告についてコメントをお願いします。

【高橋】 今の丹羽さんのご意見の続きというか、同感のところから始めさせていただきたいのですが、やはり実態と将来予測に関して、郵政三事業に関して国民はまったくわからない、判断ができない状況にあるということはたぶん間違いがないと思います。

ただ、お二方から出されたような民業圧迫論というのが出てきますと、少なくとも民営化で郵政は自己増殖的に頑張ってしまうと、銀行や生保など民間金融機関で破たんするところが出てくるという予測ができてしまうわけです。そのようなかたちでの民営化というのは、やはり進めてはいけないということだと思います。

民間が危ないから、官の特典を持った郵政、郵貯・簡保に頼るといふ国民の選択は本来あってはならないことですが、1995年ぐらいからそう考える消費者、国民がものすごく多くなって、いま肥大化しているということも現実としてあると思います。そういうことが否定できない以上は、民間金融機関が今のままの民営化は困るとおっしゃるのはごもっともだろと思うっております。

それから、先ほど翁さんのほうから郵便局で個人国債を販売することについて賛成だというご意見だと思いますが、私もこれには非常に賛成でございます、とりあえず公社の段階から積極的にやったらいいんじゃないかと思うのです。貯金をしている以上は間接金融で、その先のお金のことに對して国民は無関心ですが、個人国債ということになれば直接金融の世界で、国にお金を貸すということですから、国の財政、ちゃんと大丈夫かなということも国民一人ひとりが考え始めて、郵政の改革にももっと多くの人々が関心を持って、正しい方向に改革が進められる可能性があると思っております。

3点目は郵便事業の民営化に関してですが、これに関しても私は丹羽さんとかかなり似た意見を持っておりまして、無駄な部分を民営化してもしようがないと思っております。

個人的な体験を少し申し上げたいと思うのですが、すけれども、いま郵便局が宅急便などと競争するために短期の職員をかなり採用しておられまして、私などが自宅事務所にいたりしますと、入れかわり立ちかわり、さまざまな人が来られます。収集と配達とは別々です。最近リストラにあった男性、あるいは家計補助の女性の方々がたくさん入っていらっしゃる。そういう意味では雇用を確保していて、いいのかなという点もあるのですが、すけれども、あまりにも非効率でございます。

たとえば私は横浜ですけれども、横浜市内であれば、510円出せば、電話一本すれば郵便局の職員が荷物を取りに来てくれて、届けてくれるわけです。電車代とかバス代を使うよりずっと安い。普通だったら取りに来てくれるなら高いというのが民間の世界だと思うのですが、官の世界というのはそうではない。私が横浜から東京に荷物を出すにしても、610円払えば自宅に収集に来てくれる。そのための短期職員を今たくさん採用しているということに問題があるのではないかと思います。

それから、特定郵便局の関連で申し上げれば、私は横浜でも東京に隣接した地域に住んでおりますけれども、大田区から荷物が2日もかかったという事実があります。これを調べてみたら、大田区のほうで特定郵便局で先方が郵便物を出したのだということなのです。

郵便局は最近、小包追跡サービスというものをやっています、パソコンに番号を入れると、どこに出したとか、今どこに着いたというふうなことがわかるようになっているのですが、特定郵便局に預けられたものというのはすぐにカウントされないのが、非常に効率が悪い。それもただ民間との競争ということをやっているのなら、やはりおかしいのではないかと思います。

申し上げます、特定郵便局への恨みつらみはキリがない。たとえば子どもの学資保険に入ったのがたまたま特定郵便局だったということだ

けで、その後、転居を繰り返している中で、満期のお知らせがいただけなかったのです。それで半年くらいたってから、のこのこと「学資保険が満期になっているはずなんですけれども」というふうに行った呑気な親でしたが、そのときの説明というのは、お客様がお入りになったのが特定郵便局だったから、という説明なのです。

一般国民としては郵便局というのはみんな同じだと思っているし、特定郵便局と書いてあるわけではないですから、やはりこういう非効率的なものに関してはそれなりの見直しをしていただきたいと思います。

【田中】 今度は森田さんからコメントなりお答えなりをお願いいたします。

【森田】 お三方のお話、それぞれほぼ同感なのですが、私はとくに丹羽さんの過激なご発言に個人としては極めて共感しているところでございまして、いくつかアトランダムに申し上げたいのですが、民営化して本当にやっていけるのかということについて、とくに簡保という点だけに絞って申し上げると、非常に困難ではないかと思っています。

というのは、結局、売りが政府保証なわけですから、それを外してやってごらん、それから、商品を自分でつくれるんですか、あるいは資産運用も公的セクターにほとんどのお金を投げ込んで、元利金はきちっと約束どおりもらっているわけで、それを今度は自分で運用してごらんなさいという、入口から出口までセットでやれるのですかということについて、率直に言って非常にイメージが湧きにくいと思っています。

ただ、そんな過激な主張は、公の立場にありますので、なかなかしづらいということもありません。それから、結局、トータルで簡保以外の郵便と郵貯の問題も総合的に解決しなければならぬという意味で、民営化するという選択肢はやはり残さざるを得ないというところが本

音であります。

それから、それに関連して翁さんからの地域分割。これは郵貯に関してですが、簡保についての地域分割というのは非常に考えにくいと思っております。完全に競争条件が同じになった場合、どれぐらいの迫力を持つものか、よくわからないですが、少なくとも今まで蓄積されてきたものは別勘定にするという前提で考えると、巨大すぎて困るというようなイメージもありません。それから、保険の機能として、地域ごとに切ってしまうという保険会社は現在存在しませんものですから、やはり加入者の方も引越しもされるでしょうし、そういう場合、保険というのは預金等と違って一生付いて回るものですから、それを地域ごとに会社を分けてしまうということは機能上非常に問題が出るかなという感じがしております。

もう一つ、丹羽さんからお話がありました、民営化というのは総じていかなものかという感じがあるのですが、そうは言っても郵政を改革しなければいけないとすると、今の流れの中でやるしかない。ですから、いま民営化という旗印が立っておりますから、そこに向かってみんな議論を集中させていくという意味において、やはり民営化をベースに考えざるを得ないのではないかと思います。

その場合に、翁さんのお話の機能別に考えるということ。ちょっと意味合いが違うと思いますが、要素別に郵便と郵貯と簡保について、一個一個機能についての問題と、それから、いろいろなコストの問題等をきちっと議論しなければいけないのではないかと。私もずいぶん長いこと郵政問題について議論をしてきておりますが、この議論の特徴は、たとえば私どもの主張は極めて明快で、競争条件を同じにしてくださいという話と、それから、集めたお金を公的セクターへ放り込んで、なんだかわけがわからなくしないでくださいという、その二つが私の主たる主張なのです。

その議論を始めますと、突然、山奥の配達をどうするとか、郵便局は親切だとか、ユニバーサルサービスだとか、要するに横丁から人が出てきて議論をひっかき回すというのが過去の通例でありまして、今回は一個一個の問題を真っ正面からしっかり議論して結論を出してほしい。

つまり、民営圧迫というならば、それは残していいことなのか、悪いことなのか、あるいは悪いとすれば、どう解決するんだということをやったり真っ正面から議論したいし、それから、公的セクターに放り込んで元本と利息だけ吸い出すというような仕組みがいけないのなら、それはどう決着をつければいいのかという、そういう一個一個の機能について真っ正面から問題を解いていきたい。そのように考えています。

【田中】 三木さん、お願いします。

【三木】 全体的には私どもの案に賛成しつつも、疑問も呈せられたわけでありまして。最大の大きな疑問は、丹羽さんはじめ言われている、事業として成り立つのか、民営化と言ったってできないんじゃないか、それならやらないほうがいいんじゃないかというお話かと思えます。

その点ですけれども、しかし、これは丹羽さんも再々おっしゃっているように、郵貯がマンモス化してしまって、このまま行ったら大変だということは共通認識だと思うのです。かつ、大きな郵貯の基盤というのは非常に脆弱であります。自主運用というのはいま拡大しておりますから、非常に金利リスク等が大きいということがありまして、収益基盤は非常に不安定だということです。

これをなんとかまず規模をある程度直さないといけないと思っております、そこで提案しておりますのが、定額貯金についての新規受け入れの停止と、それから、既存分についての別勘定ということです。これをやればポストバンクの規模の適正化、それに伴うリスクの軽減と

言いますか、適正化と言いますか、なんとかコントロールできる中に入らないかというのがまず基本的な考えであります。リスクがコントロールできるようにまずしなければならないということで、7、8割を占めているものについて別勘定にし、新しいものを停止する。こういうことを言っているわけです。

そうはしても、さらに大勢の人を抱え、事業がやっていけるかということは、もちろん大変難しいことでもあります。しかし、現時点で我々が考えておりますのは、通常預金だけで50兆円あるわけですが、この通常預金についてはリスクのないように国債運用とする。そのほかにコミッションのフィーを取って、民間の委託を受けて、あるいは国債を販売するというかたちとすることで稼ぐと同時に、合理化等を進めることをしてもらわなければならないのではないかと思います。

しかしながら、先ほど少しふれましたけれども、最初のうちは多少厳しいかもしれない。そうすると、別勘定にしました整理勘定のところが今は黒字になっておりますから、そこから時限的に補助金というようなかたちで、これは時限的でなければいけないのですけれども、補助するという手もあるのではないかと考えております。

この辺は大変難しいことですので、もちろんよく詰めなければいけません、大事なことは適正な規模へまず持って行って、コントロール可能にした上で経営するしかないのではないかと。いずれにしても放っておけないということをおっしゃるわけでありまして。

それから、地域分割のお話が出まして、分ける必要があるのだろうか、あるいは12か何かに分けても、今の230兆円は大きすぎるじゃないかということです。この分け方についてもいくつか案はあると思いますが、一応我々が想定しておりますのは、230兆円のうち、7、8割の分は旧勘定に分けてしまうわけですから、これはい

わば国鉄の清算事業団のようなものです。こういうものを分けてしまって、残りの分、つまり、50兆円程度の分について地域分割をすれば、それぞれでコントロールが可能ではないかと考えているところでございます。

それから、国債の売却等が出てきて大変ではないかと丹羽さんからお話がありましたけれども、国債の売却は、定額貯金の満期が来て払い出すのに応じて売却していくということで対応する。しかも、そのときの国債の相場がよくなければ、国債を担保に借入れをして支払うということも可能でありますし、そのようなことで今の定額貯金が10年かかってだんだん減るわけですから、それに見合ったかたちで売っていくことによって国債の市場を乱さないようにすることはできないかと考えております。

雇用の28万人については非常に大変な問題だと思いますが、だからといってやらないわけにはいかない。やはり合理化、効率化していただかなければならないと同時に、現在預かったところの定額貯金は一応10年間は保証しているわけですから、いわばその間に少しずつ縮小していくわけですが、その間に雇用の問題も解決し、そして、ナローバンクとしてやっていけるような体制にならないかと考えております。

【田中】 丹羽さんが民営化のビジネスモデルは成り立つのかと言われましたが、丹羽さん、民営化のモデルについて、どういう条件があれば社長としてお引き受けになれますか。

【丹羽】 あんまり立派な計画を言うと本当に引き受けるのかと言われそうで、困るわけですが、いずれにいたしましても私の考えていることを、少し過激かもしれませんが、また申し上げますと、社会主義的計画経済の中で育ってきた郵政三事業の28万人の職員を、維持管理会社にしろ、地域分割にしろ、これから民営化の方向で、資本主義社会の中で活動させる

ということは至難の業ですね。中国で資本主義経済を導入して、やはり幾多の問題を生んでおりますが、それと同じように、なかなか時間のかかる話だと思います。

それから、先ほど申し上げたように、全員の雇用を維持することは不可能と思います。つまり、それでは利益は出ません。したがって、このところは相当の覚悟で、国がどういうバックアップをするかということでもあります。これを民営化した会社に押しつけるということであれば、民営化は不可能だと思います。

それから、二つ目は、もともと民間と同一の競争条件下で、郵貯なり簡保なりが今までどおりの事業を行うとしても、ほとんど競争力が無いのではないかと私は思っています。したがって、自然にフェードアウトすると思います。時間をかければそのまま自然にフェードアウトしていく。しかし、それでは三木さんがご指摘のとおり、大変大きなインパクトがあります。先ほど申し上げたように両方でGDPの7割ということになりますと、相当の激震が走って、日本の金融システムそのものを壊しかねないということでもありますので、それは非常に難しいだろうと思います。

ということになりますと、私がもし民営化するときに原則として挙げられることは、当然ですが、競争力のあるところは残す、競争力のないところは潰すということです。これは極めて当り前の経営の原則であります。先ほど田中さんからありましたように、都会ではほとんど競争力はないだろうと私は思います。やはり利便性の確保とかユニバーサルサービスというのは田舎での話です。都会はもう銀行も生保会社もいっぱいありまして、なにも郵政の民営化をわざわざしてもらわなくても国民は何も困りはないだろう。そしてまた、民間と競争して、同一条件の中であれだけの人間を抱えて経営していくのは、とても利益が出るような競争にはならないだろう。あるいは事業にならないだろ

うと思うのです。そうすると、ユニバーサルサービスというのは、都会の特定郵便局が非常に多いというご指摘ですので、それ以外の地域の話です。そういうところでいかに郵政の三事業を実施していくのか。

私はそこで分割する必要はないかもしれないと思います。都会の部分でもうからないところはやめていくわけですから、もうかるところ、存在意義のあるところを維持していく。では、その存在価値のあるところというのはたぶん田舎の方だろう。都会はもうほとんどないだろうと私は思っているのですが、そうすると郵貯・簡保の両方の経営の軸を田舎に置いて、どのようにやっていくのか。

私はここで二つほど提案したい。一つは、日本の若年層の自己破産が急増しております。原因の多くは消費者金融ですが、2001年に全体で16万件も自己破産が起きているわけです。消費者金融そのものが非常にいろいろの問題をはらんでいるわけですが、郵貯もこういう方向へ低利でサービスを行うという地域密着型の地域リテールサービスの方向へ新規に乗り出すことが考えられる。なぜかといいますと、地銀も信金もこの分野は業務上あまり大きなウエートを占めていないですね。したがって、そういうところに新しいビジネスモデルを開拓していく必要がある。

それから、簡保につきましても、簡保は従来型のもの競争力がありませんからやめて、平等の条件のもとで掛け捨て型の保険を一般向けにやることは問題ないのではないかと思うのです。そういった民業をあまり圧迫しない、しかも同じ競争条件のもとでやっていけるようなものはまだあるのではないか。

郵便事業にいたしましても、もっと物流を確保する。あるいは郵便局が全体で2万5000あるとしたら、コンビニエンスストアというのは全体でまだ4万5000軒ぐらいですから、何らかのかたちで大体50%の拠点があるわけです。そこ

で、生活インフラとしての場所として活用する方法はないものかということ、私であればやはり考えるし、考えてみたらどうかと思っているのです。

とにかく同じ競争条件の中で生き残りをかけてビジネスモデルを考えなければいけないわけですから、そうなることや、先ほど申し上げたように、競争力のないところはつぶして、競争力のある、存在力のあるところで勝負するしかない。そこにまた政府の支援を得るといふようなことであれば、これは何のために民営化したのかわからないと思うのです。

民営化後の郵政三事業の企業価値アップのための具体的な方策はありません。そんなことは今から全然予測もできないし、わからないのです。しかし、リスクを取ってでも、やはりこれは民営化というかたちでやっていく必要があるだろう。その前提は、先ほど申し上げたように、右肩下がり計画人員をやっていく必要があります。そこで相当の痛みが伴う。ここに政府がある程度税金を出してでも思い切った改革をしていく必要があるということです。

縮小した上で、いま私が申し上げたような方策で新しいビジネスモデルを構築して、しかもそこは分業しない。簡保とは言いませんが、保険事業も銀行業務も新しいかたちのものを、競争力のあるものを見いだして郵便事業と一緒に

やるという方向に行ってもいいのではないかと私は思います。

【田中】 高橋さん、いま丹羽さんから生活インフラというかたちでビジネスモデルが立てられるかもしれない、あるいは、挑戦してみる価値があるかもしれないというお話が出ましたが、どうですか。

【高橋】 コンビニ的に活用する前に、私自身は新旧の勘定分離はきちんと行うべきと考えております。そうすると、民営化という道をたどったとしても、それは既契約の維持管理会社というような位置付けになりますので、当然ながら地域分割などは必要なくて、ユニバーサルでサービスが提供できるものということでビジネスモデルが描けていけるのではないかと思います。

もう一つ言われているのが、生き残っていくためには維持管理だけでなく、フィービジネスに乗り出したらどうかという考え方だと思うのですが、これをまさに生活者の観点からとらえたらどうなのか。フィービジネスというのは、いま郵貯に限らず、たとえば銀行が保険を販売する、投信を販売する、証券会社が保険を販売する形で展開されています。総じてワンストップショッピングって便利でいいんじゃないの、



消費者利便というのは消費者にとっていいことだというふうな言い方がされていますけれども、私は必ずしもそうではないと思います。

消費者利便というのと消費者利益というのは区別して考えるべきことであって、販売窓口がふえて利便性が増したということであっても、販売の方法がずさんであれば、消費者はいろいろな被害を受けていくわけです。いろいろ競争したり、便利になったり、郵貯がいろいろなことをしてくださるのもいいです、銀行がしてくださるのもいいのですけれども、それは消費者の利益を実現するための競争であることが、とても大切だと思います。

そういう意味から言えば、たとえば郵貯がファイナンスに入っていくときのやり方ですが、2年前のこのフォーラムの議論を見ましたら、郵貯は販売者責任を取らないで取り次ぎだけをやればいいじゃないかというようなご意見もあったようです。私はそれだったら必要ないと思います。

この辺も、もし三木さんのほうからご意見があったらお伺いしたいと思うのですが、売る以上は販売者責任をきちんと持って売る。たとえば生保なり銀行なりの直販の商品よりも、我々はもっと多種多様な選択肢の中から消費者のニーズに合ったものを選別してあげられますよというぐらいの力を、もしも民営化されたポストバンクが持つことができれば、販売手数料を払ってでも消費者はそこを信頼して利用していくと思うのです。ただ窓口さえ増やせば消費者は便利でいいでしょうと言われると、それにはなかなか消費者は乗っていかないんじゃないかと思えます。

【田中】 翁さん、郵政改革の問題は一方で国債管理政策にも関係がありますし、出口と言われている公的金融機関をどうやって整理するかというテーマにも関係します。全体のトータルな仕組みの中で、いまお話のあった郵政事業

が民営化したときに企業価値を持ち得るのかというポイント等、いくつか重なってきているのですが、少し見解を述べていただけますか。

【翁】 郵政事業の新しいビジネスモデルというときに留意しなければならないと考えているのは、いま政府として民営化にあたって考えなければならない点と、完全に民営化したあとのビジネスモデルのあり方との関係ということだと思っているのです。いま政府として考えるべきことは、郵政民営化にあたって、現在公社が抱えている巨大な政府保証のある負債をどのようにスリムにして市場になじませていくかということ、市場への影響や民間金融機関との競争条件、それから、今後の金融システムのあり方を踏まえて方向付けるまでだと思います。

仮に新しく銀行法や保険業法のもとで完全なイコールフットイングの実現された銀行とか生命保険会社がつくられれば、それ以降のビジネスモデルに関しては完全民営化後の経営陣にゆだねられるべきで、仮に特別法上の特殊会社でない限り、あまり業務制限とか、そういうものは付けるべきではないのではないかと思います。

先ほど個人ローンのお話もありましたが、決済中心のナローバンクは、今のアイワイバンク銀行などと比べても人員の規模などがけた違いに違いますし、ナローバンクでは経営的には非常に厳しい。一方で、ローンを始めたらというご提案もあったのですが、個人ローンというのも非常に精緻なリスク管理ノウハウを必要とし、今までそういった事業について手を染めていなかった郵政公社がそういったことを始めることに関しては、また新たなリスクを抱えることになるということで、これについてもなかなか厳しい道ではないかと思えます。

ただ、完全民営化したあとに、そういった道に進みたいといった場合に、それは銀行法や保険業法の範囲で、公平に、イコールフットイングが確保される限り認めていくということにな

るのだらうと思います。

国債市場との関連に関しましては、今この郵政の改革ということで非常に重要なのは、政府債務の一元管理ということを目指す中で郵政改革を位置付けていくことではないかと感じております。このまま郵政が7年間の財投の経過期間の中で進んでいきますと、ますます国債を保有する機関としての性格を強めざるを得ない状況にありまして、こうしたかたちで非常に巨額のバランスシートを持って偶発債務が公社の中にあるというのは、経営上も適切でないと思

ますし、国債市場の流動性という観点からも、長期的に見てマイナスが大きいのではないかと考えています。

そういうふう to 考えますと、やはり国全体の債務を効率的、かつ安全にコントロールしていくという観点からも、政府債務の一元管理を目指すという中で郵政改革というものも考えていくことが必要ではないかと考えていまして、その観点からみれば今回の全銀協や生保協ご提案の改革というのは整合的な面が多いのではないかと感じております。

質 疑 応 答

【質問者1】 2000年に日本国は破産しているんですよ。ですから、そのあとの予算を見ると、今年も含めて財政破局予算を組んでごまかしている。ごまかしている最大の原因は国家独占の郵貯です。これは共産主義的な政策なんです。ですから、丹羽社長より私のほうが過激かもしれないませんが、もっと早いスピードでやらないと間に合いません。そこで、せっかく市中金融機関の代表がおでましてございますから、二つ提案させていただきます。

第1は、数字を間違ったらごめんなさい。市中金融機関の国債保有の約180兆円は多すぎるんですよ。ですから、損切り覚悟でというふうに頭取はおっしゃるかも知れませんが、自主規制をしてほしいです。できれば政界に向けて国債削減法を提案して国を救うという、こういう民間の頭取や社長が出なければ日本はだめになります。

2番目は、要するに350兆円の有償原資は政府系金融機関の特別会計を養っているのです。私は7年前に121兆円の不良債権に近いものがあるよということを共同通信社から出したことがございます。したがって、いま金融庁がお調べになっておりますけれども、国際協力銀行や政策投資銀行を含めて、あそこはいま4兆7000億円と出ましたけれども、おそらく民間の銀行よりも不良債権額が倍ぐらいになるのではないかと考えておりますので、両会長にお願いしたいのは、民間からの大逆襲として、官業の不良債権はどうなっているんだということを声高らかにおっしゃっていただきたい。以上であります。

【田中】 ご質問はまだあるようですので、ま

とめて、どうぞお願いします。

【質問者2】 森田さんにお尋ねしますが、多年にわたっているいろいろノウハウを研究されていまして、95年のグローバル経済体制、あるいは96年の新保険業法などのいろいろな問題をクリアされて、一応順調に経営されていることについて敬意を表するものであります。そして、本日のパンフレットにも大賛成でございます。

されども、実際問題として、このパンフレットを実現させるためには、しかるべき機関と申しますか、経済財政諮問会議、あるいは広く一般世論にアピールしていかなければならない。当然のことです。とくに予定されている7月11日の参議院選挙に向けて、生命保険協会ベースでどのように積極的な活動をしていくお考えでしょうか。計画がございましたらお教えいただきたいと思います。

【田中】 それでは、いまお二方から質問が出ましたので、お答えいただけますでしょうか。

【三木】 最初の方のご質問ですが、最初は国債を損してでも売れというお話ですね。要するに金融機関が国債を引き受けてはだめだというようなお話だと承りました。これはもう一切やらないというわけにはまいりませんが、今は、やはりマーケットに応じたかたちで国債というのは販売されるべきだと思うのです。

したがって、ご承知と思いますけれども、シ団の引き受け額というのはどんどんシェアが減ってきておまして、今や20%ということになっておまして、こういうものはマーケット

に任せる。マーケットで売れないものは売らない。こういうかたちで私どもも対応していきたいと思っております。

それから、2番目の公的金融部門に不良債権があるじゃないかと、もっと声高らかに言えというお話でございます。たしかに今まで郵貯で集めた資金が財投に来まして、そして、郵貯が高い金利もつけられたのは、財政投融资からその先のいろいろな特殊法人等に行って、そこで補助金が付いているからということ言われているかと思えます。そういう中には不良債権もあるかと思えます。ちょっと実額をつかむわけにまいりませんが、機会を見てそのようなことは主張してまいりたいと思えます。

【森田】 では、あとのほうのご質問ですが、世論へのアピールという問題は非常に大事だと思います。この問題は国民に非常にわかりにくいところが多くて、とかく郵便局は便利である、あるいは山奥の配達をどうするといったような

議論に圧倒されまして、現実には何が問題なのかということについての国民一般への教宣はあまり進んでこなかったと思っております。

というのは、私どもはずいぶん昔から、まだ郵政省が行っていたころから、民業を圧迫しないようにという声はずっと上げ続けてきたのですが、はっきり言って議論がかみ合わないという状態がずっと続いてきました。今のこのタイミングというのは、まさに民営化という旗が掲げられて、そこに向かって世の中の議論が集中していくというところでもありますから、これまでの場面とはかなり重みが違うのだらうと思っています。

ですから、これから経済諮問会議等で議論が進んでいく要所要所で、私どもは積極的に、それから、より国民にわかりやすいかたちでの意見表明を強く行っていきたいと考えております。何か体で行動を起こすかということについては、今のところ具体的なプランはありませんので、これから考えていきたいと思っております。



コーディネーター総括

郵政三事業の民営化に関して、最後のところでビジネスモデルが成り立つのかどうかというお話になりました。今後の手順を考えてみます。もちろん民営化法案がまとめられましたら、それは国会にかかる。国会での議論ということになると、一つは利用者の利便を主張される先生方がおられます。一方で国民に偶発債務というかたちでいろいろな意味のリスクがかからないようにする。これは納税者にとって当然のものの考え方ですから、この二つは出る。しかし民営化した株式会社が成り立っていくための土壌整備の話は、たぶん国会ではうまくできないのではないかと懸念いたしております。

ですから、利用者利便と、それから、納税者にとっての偶発債務のリスクを避けるという以外に、民営化した事業会社が安定して事業を続けられる、少なくとも、民営化してすぐ倒産確率が高くなって、マーケットで不安を引き起こすなどということが起きないように、問題を事前に処理して民営化に行かざるを得ないと考えます。

そうしますと、そのほぐしは一体誰がするのかということになります。普通の言葉で言うと、企業再建ファンドのファンドマネジャーのような人が一番ふさわしいのではないかと。ものの見方と言いますか、目線からすれば、そういう人の見方が要るのではないかと。もちろん企業再建ファンドの背景には、通常の場合、企業年金が存在します。企業年金の背景には勤労者の年金拠出があるというのが通常のパターンです。納税者と利用者のほかに、投資家という視点を入れて、現在の郵政三事業の実態を見直すことが必要ではないかと私は思います。

最初に述べましたように、郵便局ネットワークは非常に政治的な枠組みでつくられてきておりまして、21世紀の経済を考えたときに、現在の郵便局ネットワークそのままでは対応できないことは、ほぼ自明だと思います。したがって、これは事業の再構築が必要です。

それから、大勢の方、28万人の国家公務員がおられ、そのほかにパート・アルバイトというかたちで12万人の方が働いておられる。40万人体制で現在の郵政三事業は行われているので、この問題をどうやってほぐすのか。投資家と言いましょか、企業再生ファンドとでも言うべき投資ファンドの視点が要る。

もちろん投資ファンドですから、必要な経営者は投入しますし、もちろん資金も投入することになります。今日は議論として十分出なかったと思いますけれども、民営化にあたって自己資本が不足しているのではないかという議論は常にございます。今日は縮小、廃止という議論と共に、もし民営化したら、という前提については三木さんも森田さんも言及されたわけですが、もし民営化するとすればというときには自己資本の問題が当然出てくるわけです。

今までの普通の議論だと、政府が出資する、交付国債を入れてということになると思います。政府が出資する、ガバナンスは国会でということになるのですが、いま申し上げましたように、どうも国会の視点だけでは不十分であって、営業体、事業体としてのコアをつくるためには投資家の視点が要る。交付国債をつけてやるというのではなくて、投資ファンドのマネージャーが投資資金を企業年金から受託する。厚生年金のお金が入ってもいいとは思いますが、

いずれにしる国民、勤労者が拠出しているお金を注入することを通じて、民営化した事業体のコアの部分をつくるために錯綜した利害をほぐすという作業が入りませんと、事業体としてのコアの部分をつくるのはかなり難しいのではないかと。今日の皆さんの議論を聞いて感じた私の感想でございます。

もちろん投資ファンドという、では、ハゲタカ・ファンドがやってきたらどうするんだというような議論が当然出てくるわけです。とりわけ国会での議論ということになりますとそういう議論になりがちです。内外無差別ですから、いろいろな投資ファンドが想定されるということになりますので、そのところはどのような条件で、どうかたちで投資をいざなうのかという原則を書き上げるのはそれなりに難しい。国会が通るようにするのも相当難しいと思えますけれども、しかし、投資家の目線を避けて、

納税者と利用者だけに任せる、まして inter-governmental politics という役所と役所の取引に使われたのではかなわないと思っております。

旧大蔵省、旧郵政省をはじめとして、郵政の土俵においてはいろいろな役所間政治が繰り広げられてきました。この延長線上でもし何かが行われるというようなことになれば、21世紀の日本国民にとっては大変な汚点になると思えます。それを排除するためにも明快な投資家の目線というものが要るのではないかと。こういうふうに感じております。

まだご質問等あるようでございますが、いただいた時間がまいりましたので、これをもちまして終了としたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

以 上

全国銀行協会提言「郵政民営化と郵便貯金のあり方について」

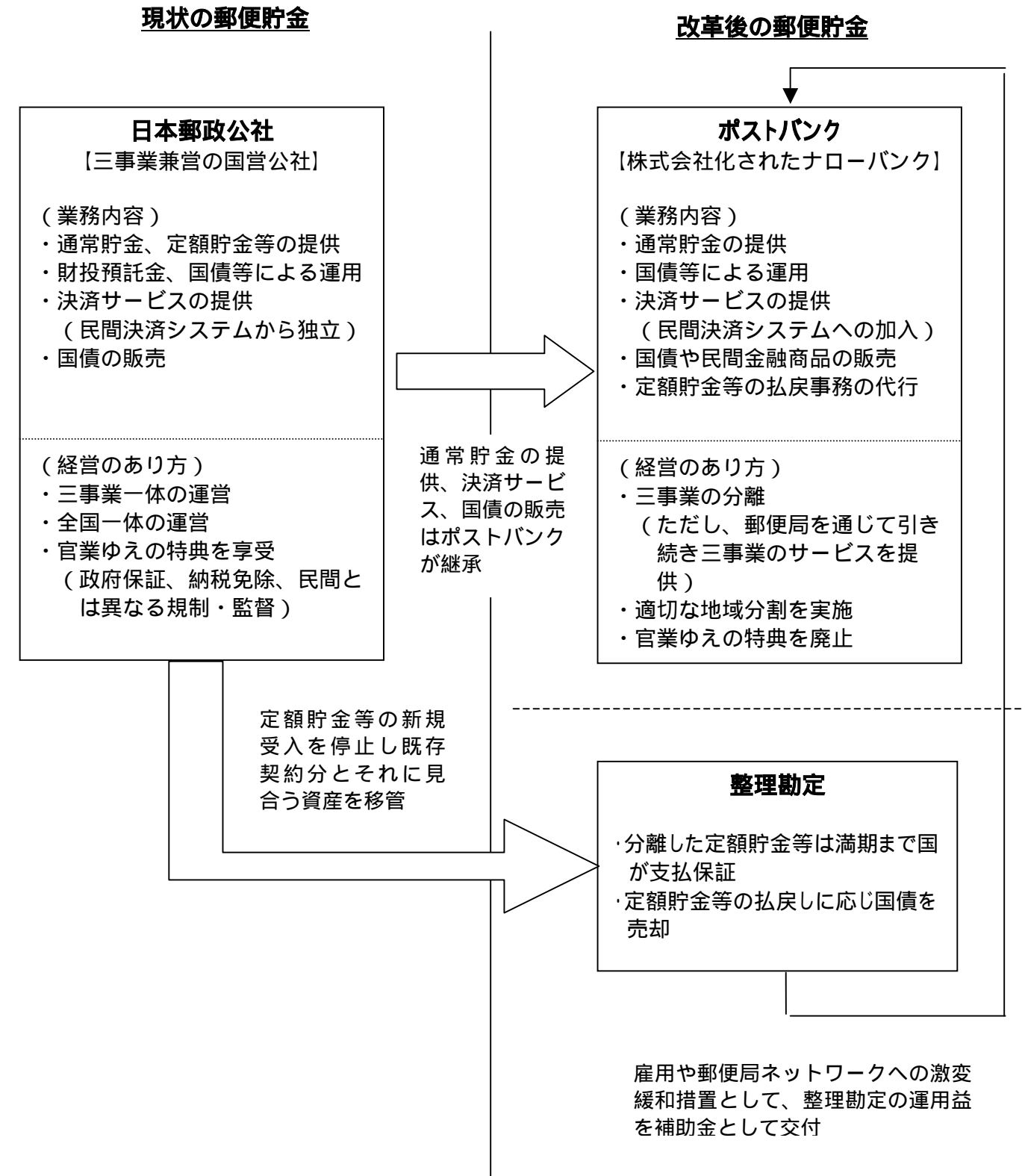
(要 旨)

- ・ 現状の巨大な規模を維持したまま郵便貯金を民営化しても、国民経済的な課題が解決するわけではなく、金融システムの安定性確保などの観点からは、本来は国営の郵便貯金事業を廃止することが望ましい。
- ・ 一方で、利用者利便や郵便局ネットワークの有効活用といった観点も踏まえ検討する必要もあり、郵便貯金事業の改革に当たっては、郵便貯金の機能毎に国民経済的観点から対応を検討することが必要。
- ・ 郵便貯金の機能のうち、定額貯金等により自ら貯蓄性商品を提供し集めた資金を運用する機能については、既に役割を終えており、リスクの圧縮を図る観点からも廃止することが適当。
- ・ 一方、決済サービスを提供する機能や国債等の金融商品の販売機能については、利用者利便の確保、金融資本市場の活性化などの観点から、存続させることが妥当。
- ・ 決済サービス機能や金融商品販売機能を担うのは民営化された郵便貯金(ポストバンク)であるが、その場合も、「官業ゆえの特典」の完全廃止、民間金融機関と同一の規制・監督の実施、三事業の分離、地域分割による規模の適正化が求められる。政府出資が残る場合は、リスクを回避すべく、貸出業務を行わず決済機能等に限定したナローバンクとし、一定の預入限度額を設定すべき。

〔以上を踏まえた具体的な改革案の概要〕

定額貯金等の貯蓄性商品の新規受入を停止
 定額貯金等の既存契約分は、それに見合う資産とともに整理勘定へ分離
 改革後の郵便貯金(ポストバンク)はナローバンクとして通常貯金を受入れ、国債等安全資産を中心に運用することで決済機能を提供するほか、国債や民間の金融商品販売機能を担い、郵便局ネットワークを通じサービスを提供
 ポストバンクについては、「官業ゆえの特典」の廃止(政府保証の解除と預金保険制度への加入、納税義務、民間金融機関と同一の規制・監督)や適切な地域分割を実施
 最長10年の準備期間を確保して、雇用や郵便局ネットワークの効率化を進めるとともに、激変緩和措置として、整理勘定の運用益の一定額をポストバンクに補助金として交付

(具体的改革案のイメージ図)



「簡易保険事業の今後の在り方について」のポイント

簡保事業の現状認識と郵政公社への移行の評価

- ・簡保事業は、かつて民間生保が取扱っていなかった、小口、無診査、月掛の生命保険を提供するために、民業の補完を趣旨として創設されたものであるが、国による保険金等の支払保証や諸税の納付義務の免除等、民間生保にはない事業特典を背景に、過去 10 年間で総資産をほぼ倍増させ、民間生保の総資産（個人保険分野）比で 6 割から 9 割近い水準まで急拡大し、設立の趣旨を逸脱して肥大化してきた。
- ・民間生保にはない事業特典、及びそれによる肥大化を背景に、簡保事業は以下の問題を生じさせている。
 - （ 1 ）健全な生命保険市場の発展阻害
 - （ 2 ）効率的な金融市場の形成阻害
 - （ 3 ）潜在的国民負担の発生
- ・日本郵政公社においても、数々の事業特典が存置される一方で、「民間的な経営手法の活用」が強調されており、簡保事業の更なる肥大化を招きかねず、問題の深刻化が強く懸念される。
- ・日本郵政公社の簡保事業は、国営事業の枠を超え、民間が担うべき事業領域への進出を企図することのないよう、商品種類の拡充、商品改定等、更なる事業範囲の拡大を凍結することが必要である。

簡保事業の今後の在り方についての基本的な考え方

- ・民間生保が全国あまねく多様な商品・サービスを提供している現在、簡保事業によらないと提供できない商品・サービスは存在しない。
- ・公共投資のあり方、特殊法人の見直しがなされていく過程において、公的金融の規模縮小が必要となれば、当然、公的金融の調達部門としての簡保の役割も低下することとなる。
- ・簡保事業は、既にその役割を終えており、「民間でできることは民間に」との構造改革の基本方針に従うべきであること、また、その存在が健全な生命保険市場の発展の阻害要因となることから、本来的には縮小・廃止すべきである。
- ・仮に、「簡保事業民営化」とする場合は、官業としての特典を全廃するほか、規模等の面を含め民間生保と競争条件を完全に同一化したうえで民営化すべきである。
- ・競争条件の完全な同一化が図られないなかで民営化がなされ、簡保事業が事業制約なく市場に参入すれば、現状にも増して圧倒的な市場占有率を獲得し独占的な地位を占めることになるのは明らかであり、結果として市場における健全な競争を通じた消費者利益を損なう恐れが極めて強い。

簡保事業改革の具体的視点

< 簡保事業の縮小・廃止の視点 >

- ・新契約の募集を取り止め、政府保証が継続する既契約の維持管理業務に特化することによって、段階的に縮小、将来的には全面的に廃止することが望ましい。

< 「簡保事業民営化」とする場合の視点 >

- ・「簡保事業民営化」とする場合は、三事業の兼営等の「官業としての特典」を全廃し、民間生保に適用されている保険業法等の諸ルールを適用するとともに、顧客基盤、保有資産等の「官業として蓄積した優位性」を排除することが必要である。
- ・具体的には、少なくとも以下の2つの措置が必要である。

(1) 郵政三事業の分離（別法人化）

三事業兼営により、他業の及ぼす不測のリスクが簡保事業の健全性に悪影響を及ぼし、保険契約者に損失等が転嫁される恐れや、顧客情報流用の点において契約者保護上の問題が生ずる懸念がある。

(2) 既契約・既存資産と新規契約・新規資産の分離（別法人化）

「国家の信用」を背景に募集された既契約については、政府保証が継続されることが適当である一方、民営化後の新契約に係る政府保証は廃止すべきである。仮に、国営事業である簡保事業により集積された既契約・資産を民営化後の簡保が継承すれば、利益・リスクの混入や情報の濫用といった問題を惹起する恐れがある。

- ・上記2つの措置が講じられても、民間生保との競争条件の同一化が図られない場合には、さらなる措置を検討することも必要であるが、地域を単位とした分割については、我が国には事業範囲を特定の地域とする保険会社は存在しないことや、顧客利便性等（転居時のサービス維持等）の観点から慎重な検討を行うべきである。

簡保の縮小・廃止、民営化のいずれを選択する場合においても想定される論点

郵便局ネットワークの活用	国債市場等への影響
簡保や民間生保による郵便局ネットワークの活用については、既に民間生保が全国あまねく消費者ニーズに対応した多様な商品・サービスを提供していることや、そもそも生保商品は来店型の商品ではなく、利便性の根拠は弱いこと等を踏まえつつ、慎重に検討すべきである。	簡保の既存の契約に関し政府保証が継続されれば、大きな資金流出等は起こらないものと思われ、既存資産は段階的に減少していくことから、資産の運用先の大幅な変更がなければ、急激な資金移動による国債市場等への影響は回避できるものと考えられる。

おわりに

- ・今回提言した簡保事業の抜本的見直しの方策は、「官から民へ」の実践による経済活性化の実現や、金融システム・規制改革・財政改革等の構造改革との整合性を確保するという郵政民営化の基本原則にも沿ったものであり、これらの検討に反映されることを期待する。

以上

公的金融問題フォーラム事務局

全国銀行協会 金融調査部

〒100-8216

東京都千代田区丸の内 1-3-1

電話：(03)3216-3761(代)

ホームページ：www.zenginkyo.or.jp